最終更新日：2020年3月27日

日本ペイントホールディングス株式会社

取締役会長　代表執行役 社長 兼CEO　田中 正明
問合せ先：総務部 取締役会室長　金森 博　TEL: 080-5400-4894
証券コード：4612
https://www.nipponpaint-holdings.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

■当社は、以下の「経営理念」の実践を通じて当社およびその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の持続的な成長と中長期的な株主価値の最大化を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に継続的に取り組んでおります。

■当社における「株主価値の最大化」とは、「お客様、従業員、取引先、社会などへの責務を果たした上で残存する財務上の価値を最大化すること」と定義しております。

■経営理念
◇Mission
わたしたちは、塗料とコーティング技術の持つ力を高めることで、生活に彩と快適さ、安心を提供します。
◇Vision
わたしたちは、熱意と覚悟を持った者が集う活気あふれる風土の下、塗料をコアとした優れたスペシャリティケミカル製品とサービスを通じた新たな価値を創造し続け、リーディングポジションを勝ち取ります。
◇Value
・共存共栄
　当社事業に携わるすべての方々と相互に切磋琢磨を積み重ね、それぞれの役割を果たすことにより、長期的成長・永続的な繁栄をめざします。
・先駆開拓
　日本の塗料工業を興したパイオニア精神を引き継ぎ、未来への革新に挑戦し続けます。
・やり抜く
　わたしたちのMission（使命）の達成を信念とし、あきらめることなくかつ柔軟にやり抜きます。
◇Way
・わたしたちは、取引先との信頼関係と開かれた取引関係を基本とし、パートナーとして一体となり、お客様に感動を届けます。
・わたしたちは、グループ社員一人一人の安全と健康の確保に努め、活気あふれる風土を追求します。
・わたしたちは、個性と多様性を尊重するとともに、チームワークを行動の基本とします。
・わたしたちは、地球環境、エネルギー問題に真摯に向き合い、積極的かつスピーディーに取り組みます。
・わたしたちは、地域から信頼される企業市民として、自主的かつ継続的に社会貢献活動を推進します。
・わたしたちは、法令や国際ルール等を遵守し、高潔・公正・誠実に良識ある社会人として行動します。
・わたしたちは、すべてのステークホルダーとのコミュニケーションを重視し、適時、適切かつ公正で透明性の高い情報開示を行います。
・わたしたちは、日々の技術の改善を積み重ねるとともに、革新的技術を探求します。
・わたしたちは、常にコストと効率性を意識し、得られた利益を新たな価値の創造と、社員の生活向上、株主の皆様への還元など適正な配分に努めます。

■当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び枠組みを示す「日本ペイントホールディングス コーポレート・ガバナンス方針」を制定し、公表しており、以下のURLにてご覧いただけます。
https://www.nipponpaint-holdings.com/company/cg/

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

［原則1-4］
■政策保有株式に関する保有方針
・当社は、取引先との関係の維持強化等、事業活動上の必要性や発行会社の動向、資本コストに対するリターンの状況等を勘案し、合理性があると認められる場合に限り、上場株式を政策的に保有いたします。
・この方針に基づき、すべての政策保有株式について、取締役会において毎年保有継続の可否判断を行い、合理性が認められないと判断した株式については処分・縮減を行っております。

■政策保有株式の議決権行使の基準
当社は、議決権の行使に当たっては、前述の「政策保有株式に関する保有方針」を踏まえ、社内基準に基づいて政策保有の相手先企業の中長期的な株主価値の最大化やコーポレート・ガバナンスの改善の観点、当社グループへの影響等を総合的に判断し、議決権を行使しております。

［原則1-7］
■関連当事者間取引の確認に係る枠組み
・当社は、会社と主要株主との重要な取引、会社と取締役又は執行役との競業取引、自己取引及び利益相反取引など関連当事者間の取引について、会社法及び会計基準に基づく対象範囲に関し、一定以上の取引額となる重要な取引を取締役会に報告し、「定時株主総会 招集ご通知」及

び「有価証券報告書」において開示しております。
・また、関連当事者間取引を行う際は、当該取引が当社や株主共同の利益を害することがないよう、取引条件や利益・コストの水準等、当該取引を行うための合理性等を総合的に判断し、取締役会など然るべき決裁権限者にて承認することとしております。
・また、当社は、「独立社外取締役の役割」の1つとして「当社と取締役、執行役および支配株主等との間の利益相反を監督すること」を当社の「コーポレート・ガバナンス方針」の第17条（独立社外取締役の役割）に定めております。
・定時株主総会 招集ご通知（https://www.nipponpaint-holdings.com/ir/stock/meeting/）
・有価証券報告書（https://www.nipponpaint-holdings.com/ir/library/securities_report/）
・コーポレート・ガバナンス方針（https://www.nipponpaint-holdings.com/company/cg/）

【原則2-6】
■企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
・当社は、確定給付企業年金の制度の管理・運用において、企業年金のアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、当社グループの内外から企業年金の管理・運用に必要な資質を有する人材を計画的に確保し、企業年金基金の代議員・資産運用委員・企業年金基金事務局に充てております。また、運用コンサルタントとも連携し、年金資産全体の運用状況や個別戦略の理解促進に努め、さらなる専門性の向上を図っております。
・企業年金の運用においては、受益者の利益最大化を目的に運用期間からの活動状況報告や資産運用委員会、運用コンサルタントの意見を踏まえて代議員会にて決定しております。
・運用機関の選定においては、資産運用基本方針に定める基準に則り、運用実績等の定量面、投資方針やコンプライアンス等の定性面の双方から総合的な評価を行い、決定しております。
・また、投資先企業への議決権行使等においては、受益者と当社との間に生じ得る利益相反の適切な管理に努めております。
・確定拠出年金制度の加入者に対しては、研修を実施するなど、資産運用に関する教育を行い、加入者の安定的な資産形成を支援しております。

【原則3-1】
■会社の経営理念、経営戦略及び経営計画（原則3-1（i））
・当社は、「経営理念」を制定し公表しております。また、「中期経営計画」を当社ホームページにて開示しております。
・経営理念（https://www.nipponpaint-holdings.com/company/vision/）
・中期経営計画（https://www.nipponpaint-holdings.com/ir/library/materials/）

■コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針（原則3-1（ii））
本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載しております。

■報酬の決定方針と手続（原則3-1（iii））
・取締役及び執行役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、当社の「コーポレート・ガバナンス方針」の第29条（報酬委員会の役割）、第30条（報酬委員会の構成）及び第31条（取締役および執行役の報酬等の決定方法と内訳）に記載しております。
・コーポレート・ガバナンス方針（https://www.nipponpaint-holdings.com/company/cg/）

■経営陣幹部の選解任と取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続（原則3-1（iv））
・経営陣幹部の選解任と取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続は、当社の「コーポレート・ガバナンス方針」の第15条（取締役会の構成）、第16条（取締役の選任・資格基準）、第22条（代表執行役社長の選定・解職）、第24条（執行役の選解任の方針・手続）、第26条（代表執行役および執行役の後継者計画）、第27条（指名委員会の役割）及び第28条（指名委員会の構成）に記載しております。
・コーポレート・ガバナンス方針（https://www.nipponpaint-holdings.com/company/cg/）

■取締役候補者の指名の理由（原則3-1（v））
・取締役候補者の選任理由につきましては、当社ホームページに掲載の「定時株主総会 招集ご通知」に記載しております。
・定時株主総会 招集ご通知（https://www.nipponpaint-holdings.com/ir/stock/meeting/）

【補充原則4-1-1】
■取締役会から経営陣への委任の範囲の概要
・取締役会から経営陣への委任の範囲の概要は、当社の「コーポレート・ガバナンス方針」の第14条（取締役会の役割）に記載しております。
・コーポレート・ガバナンス方針（https://www.nipponpaint-holdings.com/company/cg/）

【原則4-8】
■独立社外取締役の有効な活用
・取締役の過半数を原則として独立社外取締役とする方針を当社の「コーポレート・ガバナンス方針」の第15条（取締役会の構成）に記載しております。
・コーポレート・ガバナンス方針（https://www.nipponpaint-holdings.com/company/cg/）

【原則4-9】
■独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社が定めた社外取締役の独立性判断基準は、本報告書の「II.1.【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載しております。

【補充原則4-11-1】
■取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
・取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方は、当社の「コーポレート・ガバナンス方針」の第15条（取締役会の構成）及び第16条（取締役の選任・資格基準）に記載しております。
・コーポレート・ガバナンス方針（https://www.nipponpaint-holdings.com/company/cg/）

【補充原則4-11-2】
■取締役の兼任状況
・取締役の兼任状況は、「第195回 定時株主総会 招集ご通知」の16ページに記載しております。
・第195回 定時株主総会 招集ご通知（https://www.nipponpaint-holdings.com/ir/stock/meeting/）
・なお、社外取締役は新たに他社の役員に就任するときは事前に当社取締役会の承認を得ることを当社の「コーポレート・ガバナンス方針」の第21条（社外取締役の他社役員との兼任）に記載しております。

・コーポレート・ガバナンス方針（https://www.nipponpaint-holdings.com/company/cg/）

【補充原則4-11-3】
■取締役会の実効性に関する分析・評価の概要
◇取締役会の実効性の評価につきましては、これまで、毎年、取締役及び監査役の自己評価をベースに分析・評価を行ってまいりましたが、2019年12月期の取締役会を対象とする評価から、第三者機関である株式会社企業統治推進機構によるアンケートと個別インタビューを用いた取締役会評価を導入しました。
◇2019年12月期の評価結果概要は以下のとおりです。
・取締役会では、各諮問委員会を有効に活用することで、指名委員会等設置会社への移行、代表取締役会長兼社長CEOの招聘、海外企業の買収、内部統制やコーポレート・ガバナンスなどの議題で議論が活発に行われ、さまざまな意見及び有用な指摘を経て、決議がなされました。また、当社のミッションである「株主価値の最大化」についても議論を深めており、利益相反取引や政策保有株式に関して少数株主を代弁する意見が出るなどステークホルダーを意識した議論がなされました。
・その結果、当社取締役会の実効性は大きく改善しつつある、との評価を受けました。また、当社取締役会の実効性を支える強みは「株主価値の最大化」に関する取締役間のコンセンサス、強い企業家精神とリーダーシップを有する社内取締役、高い独立性を有する社外取締役にあることが確認されました。
・一方で、2020年12月期に取組みを強化すべき課題として、後継者計画の監督や透明性・客観性・競争力ある報酬体系確立等の指名・報酬機能の強化、投資家からのフィードバックの活用、モニタリングモデル確立に向けた権限委譲の強化、中期経営計画に対する監督の強化と議論の深化、戦略や資本政策等といった重要議案の議論拡充、及び監査機能の強化が認識されました。
◇上記の結果を踏まえ、当社取締役会では、持続的な「株主価値の最大化」を図るべく、引き続き、取締役会の実効性向上に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2】
■取締役に対するトレーニングの方針
・取締役に対するトレーニングの方針は、当社の「コーポレート・ガバナンス方針」の第41条（取締役に対するトレーニングの方針）に記載しております。
・コーポレート・ガバナンス方針（https://www.nipponpaint-holdings.com/company/cg/）

【原則5-1】
■株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針
・株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、当社の「コーポレート・ガバナンス方針」の第42条（情報開示）、第43条（株主との対話の基本方針）及び第44条（体制）に記載しております。
・コーポレート・ガバナンス方針（https://www.nipponpaint-holdings.com/company/cg/）

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
NIPSEA INTERNATIONAL LIMITED （常任代理人　シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	126,906,000	39.56
HSBC BANK PLC A/C 792827 （常任代理人　香港上海銀行東京支店）	14,474,177	4.51
NATIXIS （常任代理人　株式会社三菱UFJ銀行）	12,357,700	3.85
日本生命保険相互会社 （常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	10,817,133	3.37
住友生命保険相互会社 （常任代理人　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）	10,750,000	3.35
株式会社三井住友銀行	9,999,661	3.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,254,600	2.88
株式会社三菱UFJ銀行	7,133,494	2.22
三井住友信託銀行株式会社 （常任代理人　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）	7,053,000	2.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	5,109,552	1.59

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式4,615,234株を除いて算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. NIPSEA INTERNATIONAL LIMITEDは、当社取締役のゴー・ハップジンがManaging Directorを務めるWUTHELAM HOLDINGS LTD. の100%子会社です。

3. 当社は株式会社三菱UFJ銀行とその共同保有者三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ファースト・センティア・インベスターズ（オーストラリア）アイエム・リミテッド（First Sentier Investors (Australia) IM Ltd）及びファースト・センティア・インベスターズ（オーストラリア）アールイー・リミテッド（First Sentier Investors (Australia) RE Ltd）から、2020年1月10日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書（変更報告書）により2019年12月30日現在で以下の株式（合計27,339千株（8.40%））保有の状況に関する報告を受けておりますが、当社としては各社の2019年12月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」の記載は2019年12月31日現在の株主名簿によっております。

	保有株式数（千株）	発行済株式総数に対する保有割合（%）
・株式会社三菱UFJ銀行	7,133	2.19
・三菱UFJ信託銀行株式会社	14,470	4.45
・三菱UFJ国際投信株式会社	867	0.27
・三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	1,151	0.35
・ファースト・センティア・インベスターズ（オーストラリア）アイエム・リミテッド	3,342	1.03
・ファースト・センティア・インベスターズ（オーストラリア）アールイー・リミテッド	373	0.11

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	9名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数 更新	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	6名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
原　壽	弁護士											
筒井　高志	他の会社の出身者								△			
諸星　俊男	他の会社の出身者											
中村　昌義	他の会社の出身者								△			
三橋　優隆	公認会計士								○			
肥塚　見春	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

原　壽	○			○	〈兼任先〉 長島･大野･常松法律事務所の顧問であります。	原壽氏は、40年以上の弁護士としてのキャリアを有し、多くのクロスボーダーのM&A取引に関与するとともに、さまざまな企業法務案件を手がけてこられました。2011年にはChambers Partners社よりChambers Asia-Pacific Lifetime Achievement Awardを受賞する等クロスボーダーのM&A取引に携わる弁護士として高く評価されておられます。また、当社の指名諮問委員会委員長として、次期CEOの選定や取締役候補の指名に際し、客観的な立場から重要な役割を果たしました。これらの豊富な実績から、当社の今後の事業成長の必須の前提となるグローバルな視点からのガバナンス構築への貢献が期待でき、こうした同氏の知見が、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に対する責務を完全に果たした上で、中長期的な視点で「株主価値の最大化」を図るためのガバナンスの構築に必要と判断したことから、同氏に社外取締役への就任をお願いいたしました。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、独立役員として指定しております。
筒井　高志		○		○	筒井高志氏が過去に業務執行者であった野村證券株式会社は当社の主幹事証券会社ですが、同社の顧問を退任してから10年以上経過しており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと当社は判断しております。	筒井高志氏は、長年にわたって野村證券株式会社に勤務され、株式会社ジャスダック証券取引所の代表取締役を務めた経験や株式会社LIXILグループにおいて取締役副社長執行役員としてM&A･IR等を担当された経験があることから、グローバルな事業運営に関する豊富な経験を有しておられます。また、少数株主の権利確保の必要性などコーポレート･ガバナンスに関する高い見識も有しておられます。また、当社の報酬諮問委員会委員長として、譲渡制限付株式報酬制度の導入など取締役の報酬制度改定に尽力いたしました。こうした同氏の知見が、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に対する責務を完全に果たした上で、中長期的な視点で「株主価値の最大化」を図るためのガバナンスの構築に必要と判断したことから、同氏に社外取締役への就任をお願いいたしました。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、独立役員として指定しております。
諸星　俊男	○		○	○	〈兼任先〉 ウイングアーク1st株式会社の社外取締役であります。	諸星俊男氏は、ITの専門家として40年以上のキャリアを有しておられ、また、我が国の代表的なグローバルエレクトロニクス企業である富士通株式会社の経営に参画され、複数のグローバル企業の日本代表を経て、2018年5月まで安川情報システム株式会社代表取締役社長として同社の経営にあたられました。また、コーポレートガバナンス･コードが取締役会の構成の多様性を強調しているように、ITの専門家のバックグラウンドを有しておられる同氏を社外取締役として選任することにより、当社取締役会の構成に多様性を与え、議論の活性化が期待できます。こうした同氏の知見が、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に対する責務を完全に果たした上で、中長期的な視点で「株主価値の最大化」を図るためのガバナンスの構築に必要と判断したことから、同氏に社外取締役への就任をお願いいたしました。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、独立役員として指定しております。

中村　昌義	○	○		○	中村昌義氏は、過去に株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの子会社である三菱UFJ証券株式会社の業務執行者であり、同社を引き継いだ三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びその兄弟会社である株式会社三菱UFJ銀行と当社は取引関係にありますが、同氏が三菱UFJフィナンシャル・グループのすべての役職から退任してから既に9年以上経過しており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと当社は判断しております。	中村昌義氏は、1984以来、米国大手投資銀行であるリーマン・ブラザーズ及びモルガン・スタンレー、並びに三菱UFJフィナンシャル・グループの中核証券会社である三菱UFJ証券株式会社において、M&Aアドバイザリー業務及び資本市場からの資金調達の専門家として30年以上の豊富な実務経験を有しておられます。この間、同氏は、多数の大型のクロスボーダーのM&A取引を牽引し、日本企業のM&A取引を通じた事業の国際化にも貢献してこられました。長年にわたるM&A取引に関する経験により、内外のM&A取引に関する的確なリスクコントロール等の助言を通じて当社事業の発展への貢献が期待でき、こうした同氏の知見が、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に対する責務を完全に果たした上で、中長期的な視点で「株主価値の最大化」を図るためのガバナンスの構築に必要と判断したことから、同氏に社外取締役への就任をお願いいたしました。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、独立役員として指定しております。
三橋　優隆			○	○	〈兼任先〉 富士フイルムホールディングス株式会社の社外監査役及びスカイマーク株式会社の社外取締役であります。 三橋優隆氏が過去に業務執行者であったPwCアドバイザリー合同会社及びPwCあらた有限責任監査法人を含むPwC Japanグループとの間で、当社は、企業買収及び内部監査体制構築に係る支援を受ける等の取引関係にあります。また、三橋優隆氏は、当社取締役会の諮問機関として設置したガバナンス諮問委員会のアドバイザーを2019年12月31日まで務めました。しかしながら、当該取引の金額は、いずれも当社の「社外取締役の独立性判断基準」に満たない金額であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと当社は判断しております。	三橋優隆氏は、監査法人で公認会計士として会計監査並びにM&A関連業務に長年携わられ多様な経験を積まれたほか、コンサルティング・ファームの代表取締役としても活躍されました。また、サステナビリティ領域への見識も備えておられ、こうした経験を有する同氏を社外取締役に選任することは当社取締役会の監督機能を一層強固なものとするだけではなく、経営に対する適切な助言も期待できます。加えて、同氏は2019年6月に当社ガバナンス諮問委員会のアドバイザーに就任し、この度の指名委員会等設置会社への移行に向けた機構改革では、当社の取締役会に対して有益な助言を提供しました。こうした観点から、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に対する責務を完全に果たした上で、中長期的な視点で「株主価値の最大化」を図るためのガバナンス構築のためにも同氏の知見・経験は必要と判断したことから、同氏に社外取締役への就任をお願いいたしました。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、独立役員として指定しております。
肥塚　見春			○	○	〈兼任先〉 日本郵政株式会社及び南海電気鉄道株式会社の社外取締役であります。	肥塚見春氏は、株式会社髙島屋の経営陣の一員として、長年、同社の経営に携わり、現在は日本郵政株式会社、南海電気鉄道株式会社の社外取締役の職を担われています。このように同氏は多様な業界における豊富な経験を有しており、当社がグローバルな事業展開を加速していくにあたり社外取締役として必要な資質を備えていると考えます。また、当社初の女性取締役として、ダイバーシティの観点からも当社経営への的確な助言が期待できます。こうした観点から、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に対する責務を完全に果たした上で、中長期的な視点で「株主価値の最大化」を図るためのガバナンス構築に同氏の知見・経験が必要と判断したことから、同氏に社外取締役への就任をお願いいたしました。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、独立役員として指定しております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	4	0	1	3	社外取締役
報酬委員会	3	0	1	2	社外取締役
監査委員会	4	0	1	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 更新	13名

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
田中　正明	あり	あり	×	×	なし
若月　雄一郎	なし	なし	×	×	なし
松本　保幸	なし	なし	×	×	なし
牟禮　章一	なし	なし	×	×	なし
喜田　益夫	なし	なし	×	×	なし
塩谷　健	なし	なし	×	×	なし
白幡　清一郎	なし	なし	×	×	なし
対馬　康平	なし	なし	×	×	なし
藤田　徹朗	なし	なし	×	×	なし
永阪　淳	なし	なし	×	×	なし
西村　智志	なし	なし	×	×	なし
黒田　芳明	なし	なし	×	×	なし
花岡　泰史	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項 更新

・2020年1月1日付で、当社は内部監査担当部署である監査部を設置しております。
・監査部は監査委員会の職務を補助し、取締役会室とともに監査委員会の事務局にあたるほか、監査委員会の指示の下、自ら又は関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査、分析、報告を行うとともに、必要に応じて実査を行うこととしております。
・2020年3月27日現在、監査部は監査部長ほか19名で構成されております。
・監査委員会は、監査部長の任命、評価、異動懲戒等の人事権に関わる事項について、事前に同意する権限を有しております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

・監査委員、会計監査人、監査部員が出席する「三様監査会議」を定期的に開催し、各々の監査計画や監査結果、監査を通じて認識した問題点等について情報の共有や意見交換を行うこととしております。
・監査部は、監査委員会及び代表執行役社長の承認を得た内部監査計画に基づき、監査委員会及び代表執行役社長の指示の下、当社グループにおいて内部統制システムが適切に構成・運用されているかの調査、当社グループにおける会社業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、資産の保全・有効活用状況、リスク管理状況、法令等及び社内諸規則・基準の遵守状況等についての監査を行います。
・監査委員会が監査部に対して指示した監査に関する事項が、代表執行役社長からの指示と相反する場合、監査委員会の指示が優先することとしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役をすべて独立役員に指定しております。

当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」は、以下の通りであります。

《社外取締役の独立性判断基準》

1. 当社は、社外取締役または社外取締役候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目に定める要件を満たすと判断される場合に、当社に対し十分な独立性を有していると判断する。
(1) 本人が、当社および当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（注1）または出身者（注2）でないこと。
(2) 本人が、現在または過去3年間において、以下に掲げる者に該当しないこと。
(i) 当社の大株主（注3）またはその業務執行者
(ii) 当社グループを主要な取引先とする者（注4）またはその業務執行者
(iii) 当社グループの主要な取引先（注5）またはその業務執行者
(iv) 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
(v) 当社グループから、役員報酬以外に多額（注6）の金銭等を得ている者
(vi) 当社グループから、多額（注6）の寄付または助成を受けている団体の業務を執行する者
(3) 本人が、上記 (1) (2) の各項目に該当する者の配偶者または二親等以内の親族でないこと。

2. 独立役員は、本基準に定める独立性を退任するまで維持するよう努め、本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、すみやかに当社に通知する。

（注）
1. 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行を行う取締役、執行役、執行役員ならびにそれらに準ずる者をいう。
2. 出身者とは、過去10年間、業務執行者であったものをいう。
3. 大株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
4. 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上収益または年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
5. 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上収益の2%以上の額の支払いを当社グループに行っている者、直近事業年度末における当社の連結資産合計の2%以上の額を当社に融資している者をいう。
6. 多額とは、当社の過去3事業年度の平均で年間1千万を超える金額をいう。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

1. 2019年度における当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、職責給、業績連動給、及び長期インセンティブ給によって構成しております。
・職責給は、役割・責任に応じて役位ごとに定められた固定給を支給しております。
・業績連動給は、職責給の0%～170%の範囲で変動することとしております。
・長期インセンティブ給は、当社の株主価値の最大化に向け、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を付与しております。

2. 社外取締役についても、職責給に加え長期インセンティブ給として譲渡制限付株式を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

株式報酬型ストックオプションについては、付与対象者である海外赴任者が帰国した際の付与を終了した時点で、終了させる予定です。

【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示
（個別の執行役報酬の）開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

・事業報告において、取締役・監査役・社外役員の区分ごとに報酬等の総額を開示しております。
・有価証券報告書において、取締役（社外取締役を除く）・監査役（社外監査役を除く）・社外役員の区分ごとに報酬等の種類別の総額及び報酬等の総額を開示しております。
・これに加えて有価証券報告書において、連結報酬等の総額が100百万円以上の取締役について、取締役ごとに連結報酬等の総額等を開示しております。

・なお、当社は、2020年3月26日開催の第195回定時株主総会における承認を経て、指名委員会等設置会社へ移行いたしましたので、2019年度における執行役に対する報酬等はございません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 当社は、2018年度に取締役会の諮問機関として報酬諮問委員会を設置いたしました。報酬諮問委員会は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役が委員の半数以上を占める構成としてまいりました。
2. 2019年度における報酬等につきましては、社会情勢や他社比較、市場水準等を考慮の上、報酬諮問委員会において取締役・執行役員の報酬等の決定方針や報酬水準についてより公正・透明に審議を行い、その答申に基づいて取締役会で決定しております。
3. 2019年度における報酬等は以下の基本方針に則り設計しております。
・グローバルの競合他社をベンチマークとし、優秀な経営者を招聘、維持し得る水準とする
・業績連動給、株式報酬の比率を高め、株主価値最大化へのインセンティブとする
4. なお、2020年3月26日開催の第195回定時株主総会における承認を経て、指名委員会等設置会社に移行したことに伴い、2020年4月以降の取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針と個人別の報酬等は、上記の基本方針に準じ報酬委員会にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

・当社は、取締役会において充実した議論が行われるよう、取締役に対し取締役会の議題及び議案に関する資料を事前に配布するとともに、社外取締役には必要に応じて事前説明を行うなど、発言しやすい環境整備に努めております。
・取締役会、指名委員会、報酬委員会、監査委員会及び独立社外取締役会議の各々は、必要に応じ会社の費用において弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の外部専門家を起用し、そのアドバイスを受けることができることとしております。
・当社は、取締役会、指名委員会、報酬委員会、監査委員会及び独立社外取締役会議の実効性を確保するため、それぞれの会議体に、適切な人員及び予算が付与された事務局を置くこととしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1. 当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役会及び取締役
・取締役会は、当社グループの経営全般を監督しております。取締役会は、法令及び定款により取締役会の決議を要する事項、株主総会決議により取締役会に委任された事項、並びに当社グループの経営に関する重要事項を除く、業務執行の決定権限を執行役に委譲しております。
・取締役会は、執行役を兼務する取締役、及び執行役を兼務しない取締役で構成し、取締役の過半数を独立社外取締役で構成しております。
・取締役会の構成員は、2020年3月27日現在、以下のとおりです（男性8名・女性1名）。
田中　正明　　（取締役会長　代表執行役 社長 兼CEO）
ゴー・ハップジン
南　学
原　壽　　（独立社外取締役）
筒井　高志　　（独立社外取締役）
諸星　俊男　　（独立社外取締役）
中村　昌義　　（独立社外取締役）
三橋　優隆　　（独立社外取締役）
肥塚　見春　　（独立社外取締役）
・社外取締役の任期については、指名委員会により社外取締役の候補者として同一人物を指名できる回数を原則として4回までとしており、取締役の過半数の事前同意がある場合は最長8回まで指名できることとしております。
・当社は、独立社外取締役の中から互選により、中村昌義を筆頭独立社外取締役として選定しております。筆頭独立社外取締役は、必要に応じて他の独立社外取締役の意見を集約した上で、取締役会議長、代表執行役社長又はその他の執行役に対して独立社外取締役の意見を伝え、必要に応じて協議いたします。
・筆頭独立社外取締役は、すべての独立社外取締役で構成される独立社外取締役会議を、取締役会の開催の前後などに必要に応じ招集できることとしております。

(2) 委員会
会社法が定める委員会を、2020年3月27日現在、以下のとおり設置しております。
(i) 指名委員会
（役割）株主総会に提出する取締役の選解任に関する議案の内容を決定すること、並びに取締役の後継者計画、代表執行役社長の選定・解職及び後継者計画等について審議して取締役会に答申すること
（構成員）原　壽（委員長）、ゴー・ハップジン、諸星　俊男、中村　昌義
(ii) 報酬委員会
（役割）取締役及び執行役の個人別の報酬等の決定方針を決定すること、並びに個人別の報酬等の内容を決定すること
（構成員）筒井　高志（委員長）、ゴー・ハップジン、中村　昌義
(iii) 監査委員会
（役割）執行役及び取締役の職務執行の監査、監査報告書の作成、株主総会に提出する会計監査人の選解任及び不再任に関する議案の内容を決定すること等
（構成員）三橋　優隆（委員長）、南　学、諸星　俊男、肥塚　見春

(3) 執行役
執行役は、2020年3月27日現在、13名で構成し、取締役会の決議により委任を受けた当社の業務執行の決定及び業務執行を行います。

(4) 任意に設置する会議体

(a) 当社は、代表執行役社長の諮問機関として以下の会議体を設置しております。
(i) 経営会議
（役割）代表執行役社長の諮問を受け、当社グループ全般に関する事項を審議しております。
(ii) 中核事業会社社長会（OC社長会）
（役割）代表執行役社長の諮問を受け、日本の中核事業会社における共通の案件等に関する事項を審議しております。
(b) 当社は、代表執行役社長を委員長とする以下の委員会を設置しております。
(i) ESG委員会
（役割）持続可能な社会の成長に向けて取り組むべき課題に対応するための目標を立案いたします。ESG委員会にて立案した目標については、取締役会への提案、承認を経て全社目標として設定することとしております。
(ii) リスクマネジメント委員会
（役割）当社及び当社の子会社から成る企業集団の安全、環境、コンプライアンス等に係る重要リスクの管理及び内部統制システムの継続的な見直し、整備について審議を行います。

(5) 執行役員
当社は、執行役員制度を導入しており、2020年3月27日現在、8名の執行役員が所定の業務執行に従事しております（男性6名・女性2名）。

2. 監査の状況は、以下のとおりであります。

(1) 監査委員会監査の状況
・2020年3月27日現在、当社は指名委員会等設置会社への移行に伴い、監査委員会を設置しております。監査委員会は4名の監査委員からなり、そのうち3名を独立社外取締役で構成し、専門的な見地から監査を行うことができる公認会計士の資格を有する者、及び国際経験・経営者としての経験の豊富な者を選定しております。また1名の社内出身の監査委員は当社の財務経理部門において長年の経験を有しております。
・監査委員会は、法令及び取締役会の決議により制定した監査委員会規則に基づき、監査委員会での審議、監査委員会が選定する各監査委員の活動（当社及びグループ会社の執行役、取締役及び使用人の職務執行についての確認、報告の受領、取締役会、経営会議、中核事業会社社長会その他重要会議への出席並びに重要な決裁書類の閲覧等）及び監査委員会の職務を補助する組織である内部監査担当部署（監査部）の監査活動又は自ら行う監査を通じて、執行役及び取締役の職務執行の監査を行うこととしております。
・また、会計監査人及びグループ会社の監査役と定期的に会合を行い、グループ経営に対応した監査体制の連携強化に努めることとしております。

(2) 内部監査の状況
・本報告書の「II. 1.【監査体制】」に記載のとおりであります。

(3) 会計監査の状況
・有限責任　あずさ監査法人に所属する田中基博公認会計士、竹下晋平公認会計士、南原亨成公認会計士の3名（いずれも指定有限責任社員・業務執行社員）が監査業務を執行しております。
・同監査法人は業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。
・監査業務に係る補助者は、公認会計士30名、その他19名から構成されております。

3. 責任限定契約については、以下のとおりであります。

・当社の定款には、社外取締役との間の会社法第427条第1項に規定する契約（責任限定契約）に関する規定を設けております（定款第25条）。
・当該定款に基づいて当社が社外取締役と締結した責任限定契約の概要は、次のとおりであります。
（社外取締役との責任限定契約）
・社外取締役が、本契約締結後、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、これを超える部分について、当社は社外取締役を当然に免責するものとする。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営の透明性・客観性・公正性のさらなる向上並びに監督と執行の分離及び強化を図るため、2020年3月26日開催の第195回定時株主総会における承認を経て、指名委員会等設置会社に移行いたしました。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様が議案を十分検討した上で株主総会へ出席できること、事前に議決権行使できること等を目的として、法定期限より早く発送を実施しております。また、招集通知発送前にTDnet及び当社ホームページへの掲載を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主の皆様が議案を十分検討した上で株主総会へ出席できること、事前に議決権行使できること等を目的として、株主総会関連日程を適切に設定する方針としております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（狭義）を英訳し、当社ホームページ及び機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ掲載しております。
その他	当社は、株主総会について、適正かつ適法に運営することを第一に考えております。また、映像を用いた報告を行うなど、株主の皆様に親切で分かりやすい説明を心がけるとともに、ご質問にも丁寧にお答えすることを方針としております。 第194回に続き第195回定時株主総会についても、株主との対話の場としての株主総会を活性化するため、参加利便性に優れた主要ターミナル駅に近いホテルを会場といたしました。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ディスクロージャーポリシーを策定し、当社ホームページにて公表しております。 https://www.nipponpaint-holdings.com/ir/info/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を定期的に開催しております。（2019年度は東京、大阪で合計3回開催）	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	・毎四半期の決算発表日には電話会議による説明会を開催しております。 ・第2四半期及び本決算の発表後には原則アナリスト・機関投資家向け説明会等を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	・海外投資家向けに個別訪問を実施しております。 ・証券会社主催のカンファレンスに参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期報告書、有価証券報告書、投資家様向け説明会資料、四半期決算説明資料、説明会動画、統合報告書、株式・債券情報、財務データ、株主総会招集通知、株主総会決議通知、期末報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	・担当部署名：インベスターリレーション部 ・担当役員：専務執行役CFO　若月 雄一郎	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「コーポレート・ガバナンス方針」の第3条（ステークホルダーとの関係）において「国内外の顧客・取引先・従業員・地域社会・株主などステークホルダーとの信頼関係を基盤に経営理念の実践を図り、企業市民としての社会的責任を果たすべく、環境、社会、ガバナンスの各分野でESG活動をすすめ、これらのステークホルダーとの適切な対話の機会を設け、当社の事業への理解を図る」旨を定めております。 https://www.nipponpaint-holdings.com/company/cg/
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、「統合報告書」において、事業情報・財務情報とともにESG活動の内容や成果を公表しております。 https://www.nipponpaint-holdings.com/csr/report/index.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、情報開示について、当社ホームページに掲載する「ディスクロージャーポリシー」に従い、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーに、当社の経営理念・経営戦略・事業活動等を理解いただき、適正な企業価値評価および信頼を得るために透明性・公平性・継続性を基本に迅速な情報提供に努めております。 https://www.nipponpaint-holdings.com/ir/info/
その他	・当社は、2018-2020年グループ中期経営計画"N-20"において、「多様な人財の集結による『知の多様化』をありたい姿」として掲げ、それに向けた「2020年度の目標」の1つとして「グローバルでの多様な働き方・人財の定着、活躍」を掲げております。 ・また、当社は、「統合報告書」において、社員一人ひとりが活き活きと活動できる職場環境づくりのための活動の内容や成果を公表しております。 https://www.nipponpaint-holdings.com/csr/report/index.html ・また、女性活躍推進法の施行を受けて策定した当社グループの行動計画では、長期的視点での女性の育成並びに組織開発及び制度の整備をすすめ、その結果として2025年までにグループ全体の管理職に占める女性の比率を10%にすることを目標に定めて、2015年から女性リーダー育成研修の実施や管理職の意識改革をすすめております。また、2020年3月27日現在、役員では1名の女性取締役と2名の女性執行役員を起用しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

《内部統制システム基本方針》

当社は、当社および当社の子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の経営理念であるMission、Vision、Value、Wayの実践を通じて当社グループの持続的な成長と中長期的な株主価値の最大化をはかるとともに、本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を継続的に評価し必要な改善措置を講じる。
また、本方針についても経営環境の変化等に応じて継続的に見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努める。

1. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（ガバナンス・経営管理）
(a) 当社は監督と執行の分離および強化をはかるため指名委員会等設置会社を選択し、取締役会は以下を除く業務執行の決定権限を執行役に委譲する。
・法令および定款により取締役会の決議を要する事項
・株主総会決議により取締役会に委任された事項
・当社グループの経営に関する重要事項
(b) 当社は、当社グループの経営方針および経営戦略に基づき、中期経営計画を策定する。この中期経営計画を踏まえ、当社は、当社グループの年度予算を策定し、実行施策を明確にする。同予算の進捗状況や目標達成度については、執行役から当社の取締役会に報告する。

2. 当社の損失の危険の管理（リスクマネジメント）に関する体制
(a) 当社は、取締役会、経営会議、中核事業会社社長会その他重要な会議での報告や審議を通して、当社グループの事業の遂行にともなうリスクを適正かつ継続的に監視する。
(b) 当社は、当社の代表執行役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会において、当社グループの安全、環境、コンプライアンス等に係る重要リスクの管理および内部統制システムの継続的な見直し、整備について審議を行う。
(c) 当社は、当社グループの内部監査機能を担う監査部を設置し、当社グループの内部統制システムの実効性を監視する。

3. 執行役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合すること（コンプライアンス）を確保するための体制
(a) 当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、リスクマネジメント委員会を設置し、当社グループにおけるコンプライアンス活動の推進を含むリスク管理にあたる。
(b) 当社の取締役および執行役は、必要な法知識等に関する研修を毎年受講し、法令および定款に則して行動するよう徹底する。
(c) 当社は、法令等の遵守に関するガイドブックの作成および当社グループの役職員への周知・教育等を通じて、当社グループが法令等を遵守する体制を整備する。
(d) 当社は、当社グループの役職員が当社グループ内におけるコンプライアンス違反行為ならびにその可能性を発見した場合に、不利な取扱いを受けることなく通報することができる内部通報窓口を設置する。当社グループにおける内部通報制度の運用状況については、当社の取締役会および監査委員会に適宜報告する。
(e) 当社は、当社グループの役職員への教育および外部専門機関との連携等を通じて、当社グループが市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切関係を持たず、接近があれば断固として拒否し毅然とした姿勢で対応する体制を整備する。

4. 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（情報管理）
当社は、法令および情報管理規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、中核事業会社社長会の議事録および稟議システムその他執行役の職務の執行に係る文書および電磁的記録を保存・管理するとともに、必要により取締役がこれを閲覧できる体制を整備する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制（グループ体制）
(a) 当社は、当社グループの総合力を活かし機動的な経営によって持続的な成長と中長期的な株主価値の最大化を図るため、持株会社体制を選択する。当社は、持株会社として、当社グループ全体の健全かつ適正な運営を確保するため、子会社の経営管理、指導を行う。
(b) 当社は、当社グループの重要な関係会社に対しては、当社の執行役もしくは執行役員またはそれらに準ずる者を当該関係会社の取締役として選任・派遣し、当社の経営方針の徹底をはかる。
(c) 当社は、当社グループの管理に関する権限規程等の規程を整備し、これらの規程に従い、所定の案件については当社グループから当社に報告を受け、重要な案件については当社の取締役会、経営会議および中核事業会社社長会で審議する。

6. 監査委員会の職務を補助すべき組織に関する事項
(a) 監査部は、監査委員会の職務を補助する。また、監査部は、取締役会室とともに監査委員会の事務局にあたるほか、監査委員会の指示のもと、自らまたは関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査、分析、報告を行うとともに、必要に応じて実査を行う。
(b) 監査委員会の職務を補助すべき組織の執行役からの独立性を確保するため、監査委員会は、監査部長の任命、評価、異動、懲戒等の人事権に関わる事項について、事前に同意する権限を有する。
(c) 監査委員会は、監査部の基本方針、監査計画の内容、および予算の策定について、事前に同意する権限を有するとともに、必要に応じて、監査部に対して具体的な指示を行う。なお、監査委員会が監査部に対して指示した事項が、代表執行役社長からの指示と相反する場合、監査委員会の指示が優先する。

7. 監査委員会への報告に関する体制
(a) 監査委員会は、当社グループの取締役（当社監査委員である取締役を除く）、執行役、監査役（以下「役員等」という）に対し、定期的に自己の職務の状況について報告するよう求める。
(b) 当社は、当社グループの役員等および従業員が、監査委員会および監査部に対し、下記の事項について遅滞なく報告するとともに、下記以外の事項についても、監査委員会または監査部から報告を求められた場合は速やかに報告を行うための体制整備を行う。
・当社グループの業務または財務に重大な損害を及ぼすおそれのある事項
・内部監査およびリスク管理に関する事項
・法令等の違反行為や重大な事故の発生等に関する事項
・その他コンプライアンス上、重要な事項
(c) 監査委員会は、定期的に会計監査人と会合を持ち、会計監査の状況等必要な事項について報告を求める。会計監査人は、随時、監査委員会に対し、会計に関する報告を行う。

(d) 当社は、監査委員会もしくは監査部に対し直接報告を行った、または内部通報制度を通じて報告を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを社内規程等に明示するとともに、それらが遵守されるよう周知徹底を行う。

8. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(a) 監査委員会は、代表執行役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、代表執行役は監査委員会の要請に基づき、監査委員会との連携体制および監査委員会への報告体制等が実効的に構築され、かつ運用されるよう、監査部の体制整備を行う。
(b) 監査委員会は、監査部および当社グループの監査役、内部監査部門等と連携して、当社を中心としてグループ監査を行う体制を構築する。
(c) 監査委員会が選定する監査委員および監査部長は経営会議、中核事業会社社長会、その他監査委員が重要と認める会議に出席し、それらの会議資料、議事録および稟議システム、契約書を含む重要な決裁記録等を確認し、監査することができる。
(d) 監査委員会の職務の執行に必要な費用（弁護士、コンサルタントその他の外部専門家の起用にかかる費用も含む）については、監査委員会の事前の請求があった場合、当社は、速やかに支払いを行い、また監査委員会が支払った費用については償還請求があり次第、速やかに請求に応じる。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記「IV. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 当社は公正で透明性の高い経営の実現に向け、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでおります。特に適時開示の面においては、金融商品取引法などの諸法令や金融商品取引所が定める適時開示規則に従い、投資家に対して企業情報を迅速かつ正確に開示していくことは重要な経営の役割であると認識しており、以下の社内体制を整備しております。

2. 決算に関する情報については、財務経理部で決算を確定後、会計監査人の監査を経て取締役会に報告し、了承を受けた日に決算短信として開示します。また、業績予想の修正に関しては、代表執行役社長および財務担当役員は、財務経理部より定期的に業績見通しについて報告を受け、経営環境の変化に伴う業績の変動状況の把握やその対策を検討しております。この結果を踏まえて、公表済みの業績予想を修正すべきかどうかを取締役会で報告・審議しております。

3. 決定事実に関する情報については、取締役会等の然るべき決裁権限者にて決定後、適時開示規則に従って速やかに開示しております。

4. 発生事実に関する情報については、本社部門を統括する役員がすべての情報を集約し、適時開示規則に従って速やかに開示し、その他一定の重要な事実についても任意に開示しております。

5. 子会社に係る情報については、社内規程において担当役員が当社に報告すべき事項として明記されており、重要度の高いものは当社取締役会での承認が必要とされ、審議を通じて適時開示規則に従い開示しております。

6. インサイダー情報管理責任者として総務部長が選任されております。インサイダー取引規制の対象となる情報の取扱いについてはインサイダー取引防止規程において定めており、インサイダー情報管理責任者がその運用について統括しております。

7. TDnetへの登録後、開示情報に関する問い合わせがあった場合はインベスターリレーション部および広報部が対応しております。また、金融商品取引所への開示後速やかに当社のホームページに開示内容を掲載するなど、投資家等が公平かつ容易に情報にアクセスできる機会の確保に努めております。

【ディスクロージャーポリシー】

当社のディスクロージャーポリシーは、以下のとおりです。

1. 当社は、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーに、当社の経営理念・経営戦略・事業活動等を理解いただき、適正な企業価値評価および信頼を得るために透明性・公平性・継続性を基本に迅速な情報提供に努める。

2. 当社は、金融商品取引所が定める適時開示規則に従い、TDnetによる適時開示を行うとともに、当該情報は、当社ホームページにおいても速やかに開示する。また、すべてのステークホルダーに当社を理解いただくために有用と判断する情報についても積極的に開示する。

3. 当社は、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、決算発表から起算して約1ヵ月前までの一定期間を「沈黙期間」とし、決算に関する質問・コメントへの回答を差し控える。ただし、当該沈黙期間中に業績予想を大きく乖離する見込みが出てきた場合には、適時開示規則等に沿って、適時適切に情報開示を行う。

4. 当社は、公平性の観点から、英語での情報開示に努める。

※注意事項
- 当社のホームページの掲載内容のうち、歴史的事実でないものは、掲載時点で入手可能な情報に鑑みて当社が予想を行い、所信を表明したものです。これらの将来予想に関する記述は、既知および未知のリスク、不確実性ならびにその他の要因を含んでいます。実際の業績は、これらの見通しとは異なる結果となることをご承知おきください。
- 当社のホームページの掲載内容に関しては、細心の注意を払っておりますが、掲載内容の誤りや閲覧・ダウンロードに際しての障害等により発生したいかなる障害についても、当社は一切の責任を負いかねます。
- また、当社ホームページの情報は情報提供を目的とするものであり、投資勧誘を目的としているものではありません。投資に関するご決定は、閲覧者自身のご判断と責任において行われるようお願いいたします。

【模式図】 更新

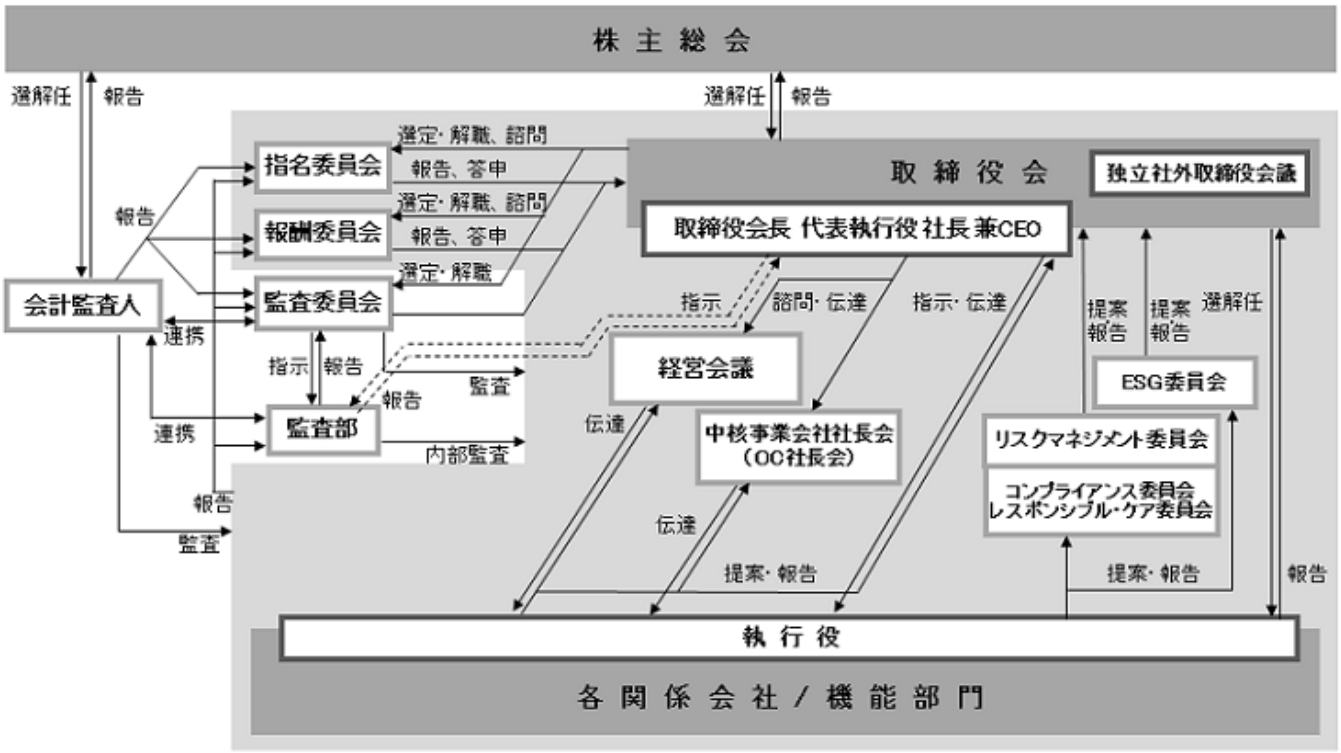
株主総会
選解任
報告
選解任
報告
選定・解職、諮問
報告、答申
選定・解職、諮問
報告、答申
選定・解職
指名委員会
報酬委員会
監査委員会
取締役会
独立社外取締役会議
取締役会長 代表執行役社長 兼CEO
報告
会計監査人
連携
指示
報告
監査
報告
監査部
内部監査
連携
報告
監査
指示
諮問・伝達
指示・伝達
経営会議
伝達
中核事業会社社長会
（OC社長会）
伝達
提案・報告
提案・報告
提案
報告
提案
報告
選解任
ESG委員会
リスクマネジメント委員会
コンプライアンス委員会
レスポンシブル・ケア委員会
報告
執行役
各関係会社／機能部門